

令和5年4月4日

岡山県医師会

会 長 松山 正春 先生

常任理事 合地 明 先生

森脇法律事務所

弁護士 森 脇 正

同 南 本 一 志

同 竹 内 雄 紀

同 寺 内 沙由貴

同 岩 村 明 生

同 山 下 洋 平

クオーレ法律事務所

弁護士 佐々木 基 彰

同 竹 田 航

趣 意 書

拝啓 貴会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は大変お世話になっており、当事務所として深く感謝申し上げます。

さて、新年度を迎え当事務所は、貴会に対して、新たに下記の提案をさせていただきたく、筆をとった次第です。

貴会をはじめ、我が国の殆どの医師会会員、及び医療機関の間では、昨今の医療情勢の厳しさから、今後の医療のあり方について、患者人口の変遷、高齢化社会の到来、医療財政の逼迫等、深刻かつ不可避な問題が提起されており、医療界全体の問題として真剣な取り組みが模索されています。

そのような環境の中で、私どもが医療の世界に関与可能な場面としては、医療事故、医療訴訟、労働問題等、様々に考えられます。しかし、それらの問題の解決をめぐっては過去数十年の経験から、ある程度の理論的構成、あるいは実務的扱いが定着した感があります。

他方で、現在、各医療機関は、上記の通例の問題とは別に、各医療機関と個々の患者との良好な関係性の維持、継続のあり方といった問題に直面しておられます。この問題はもちろん、法人としての病院とは別に、個々の開業医の先生方にも今では通有する問題となっています。

私どもの事務所は、従来からいわゆる「問題患者」への対応を一つの重要テーマとして取り組んできました。しかし、その対象は、主として法人としての病院に限定されていた嫌いがあります。

ところが「問題患者」の発生、あるいはその対応の困難性という点で言えば「問題患者」問題は、病院に限定されるものではなく、多くの開業医の先生も、病院と同等、あるいはそれ以上に対応の困難性を経験されていることが、改めて浮き彫りになりました。

問題患者への対応は、医療機関の種類ごとに区別すべきものではありません。そもそも問題患者が発生する要因は、ある意味、医療機関との相関関係で評価されることもあります。基本的には当該患者自身の資質によるといえます。したがって、当該患者の問題言動の対象が病院であろうと開業医であろうと、その対応は基本的には同一歩調をとるべきです。即ち究極の問題患者への対応の方法としては、いわゆる診療契約の解除の行使ということになります。もっとも、診療契約の解除に至るまでには、様々な段階を経た上での実行になることからいえば、病院あるいは開業医ともども、当該患者の特徴あるいは医療機関の特質をふまえた上での各論的な判断を経由する必要があります。

私どもは、従来から病院を対象とした検討会・勉強会は相当の時間、相当の件数を研究してきた実績がありますが、開業医の先生を対象とした組織的な勉強会は過去一度も経験していません。しかし、開業医の先生から具に事情をお聞きしますと、問題患者の存在あるいは問題患者の問題行動ぶりは、病院におけるそれらの事例と殆ど異なることはなく、そうであれば問題患者に対する開業医の先生の対応は、各論的な判断を経由する必要はあるものの、病院の対応方法と基本的に異なる事はないとの見解に達しました。

そこで、本趣意書では、対象範囲を絞って、地区ごとの開業医の先生方を対象とした組織的な検討会・勉強会、といった新たな取り組みを提案させていただきます。これらの仕組みを立ち上げて、この種の問題で悩まれている先生方の悩み解消の一助になればと思案した次第です。

この趣旨にご賛同いただけるようでしたら、各地区医師会にこの旨の広報をお願いしたいと考える次第です。何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、各地区医師会の先生方におかれましては、本趣意書にある勉強会等についてのお問い合わせは、下記までご連絡いただけますと幸いです。

敬具

『問題患者対応』勉強会について

【お問い合わせ 連絡先】

森脇法律事務所

TEL : 086-226-1215 FAX : 086-226-1239

Email : moriwaki-t@moriwaki-lawoffice.com